

○ 電子情報処理組織による申請等に関する告示（平成十五年金融庁告示第十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条 内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。</p> <p>第二条 規則第四条第一項に基づき、同項第二号に掲げる書面等に記載されている事項を光学的文字読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的文字読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録に当該ファイルに記録した日時及び記録された事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>第一条 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条第一項に基づき、同項第二号に掲げる書面等に記載されている事項を光学的文字読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的文字読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録に当該ファイルに記録した日時及び記録された事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。</p> <p>2 規則第三条第一項の申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的</p>

「項を削る。」

「条を削る。」

第三条 規則第四条第二項第三号に規定する電子証明書は、政府認証基盤
(複数の認証局によって構成される認証基盤)であって、行政機関の長そ

基準は、内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

3|| 申請等を行う者が、規則第三条第一項ただし書の規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に行政機関等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。

|| 第二条 規則第三条第二項に規定する書面等は、次に掲げる書面等とする。

- 一 登記簿の謄本又は抄本、住民票の写し、印鑑証明書その他行政機関等が発行する書面等
 - 二 前号に掲げるもののほか行政機関等が指定する書面等
- 2 次の各号に掲げる手続に係る規則第三条第二項に規定する期間は、当該各号に掲げる期間とする。
- 一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する申請 申請を行った日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間
 - 二 行政手続法第二条第七号に規定する届出 届出を行った日から三月を経過する日までの期間

第三条 規則第三条第三項第三号に規定する電子証明書は、政府認証基盤
(複数の認証局(TSO/IPC(国際標準化機構/国際電気標準会議)以下

他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であつて、政府認証基盤を構成する他の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの（同項第一号及び第二号に規定するものを除く。）とする。

「条を削る。」

「条を削る。」

単に「ISO/IEC」という。）九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によって構成される認証基盤（ISO/IEC九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であつて、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であつて、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ISO/IEC九五九四―八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの（同項第一号及び第二号に規定するものを除く。）とする。

第四条 申請等を行う者が、規則第三条第四項の規定に基づき書面等以外の有体物を提出するときは、当該書面等以外の有体物に行政機関等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から三日以内に当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

第五条 規則第五条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出る方法は、処分通知等を受ける者が、当該電子情報処理組織を使用して当該処分通知等を受けることを希望する旨を、あらかじめ規則第三条第一項に規定する方法によって行政機関等に届

第四条 規則第九條第三項に規定する場合は、処分通知等を保存する目的その他の正当な目的のために当該処分通知等の複製を作成する場合であつて、当該複製が当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に記録される場合とする。

け出ることにより行うものとする。

2 処分通知等を受ける者が処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となつた時から二十四時間以内に記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、行政機関等は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うものとする。

第六条 規則第五條第五項に規定する場合は、処分通知等を保存する目的その他の正当な目的のために当該処分通知等の複製を作成する場合であつて、当該複製が当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に記録される場合とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。